

オオトラツグミ保護増殖事業計画の実施状況の整理等

事業の内容	実施状況・結果	今後の方針、課題等
1 生息状況の把握・モニタリング等		
<p>(1) 生息状況の把握・モニタリング 繁殖期における本種個体のさえずりを確認するルートセンサスや定点観察等により、本種の生息状況の動向を継続的に把握する。また、生息情報の収集・整備に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人奄美野鳥の会が繁殖期のさえずり一斉調査を実施（平成6年～）。その結果を活用するとともに、コールバック調査や必要な補足調査を実施し生息状況を把握。近年、さえずり個体数の増加が確認されている。 ・さえずり個体確認地点の経年変化から、分布域の拡大も示唆（名瀬市街地周辺、龍郷半島等）。 ・その他の調査やマングース防除事業（在来種モニタリング）等により得られた生息情報をとりまとめ、分布域を整理した結果、分布域の拡大が見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、奄美野鳥の会が実施する一斉調査のデータを活用するとともに、必要な補足調査を実施する。
<p>(2) 生物学的特性の把握 個体の行動及び行動圏等を把握するため、標識の装着等による個体識別の実施を検討する。また、保護収容された傷病個体について、野生復帰が困難な場合には、当該個体を活用して飼育下で行動観察を行い、生理及び生態に関する情報の収集に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖に関する情報を収集するため、営巣場所の探索や繁殖行動等を観察。これまでに110ヶ所の巣を発見。営巣環境として、標高の高い壮齢の広葉樹林が選好されている傾向を確認。 ・繁殖行動の観察では、本種の産卵数（2～3個）や抱卵・育雛期間（それぞれ16日間程度）、抱雛形態等を把握。雛への給餌物はそのほとんどがミミズであることを確認。 ・ミミズの年変動調査により、本種の繁殖時期が餌となるミミズの発生時期と関係することが示唆された。 ・捕獲調査を実施し（平成24年度～平成30年度）、77個体を捕獲（計測・足輪装着・血液採取の後に放鳥）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、巣の探索や繁殖行動の観察等を通じて、本種の生物学的特性の把握に努める。 ・捕獲調査等により得られたサンプル（血液）を用いて、研究者と連携しつつ性判定や遺伝的多様性、個体群の健全性の評価等を進める。
<p>(3) 生息好適環境及び生息圧迫要因等の把握 上記（1）及び（2）の結果等を基に、本種の生息に適した環境を把握するとともに、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその影響に関する調査研究を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（1）のさえずり調査の結果及び地形・植生図等のデータを用い、個体数の多寡に影響を与えそうな環境要因（林齢、標高、広葉樹林面積、マングースの相対密度等）の把握及び個体数の推定を実施し、本種の生息好適環境並びに生息圧迫要因の把握及びその影響について総合的にとりまとめた。林齢が高く、広葉樹林の面積が大きく、マングースの密度の低かった環境ほど、個体数が多くなると推定された。 ・個体数は2,000～5,000個体程度（平成24年度算出）と推定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに得られた本種の生息好適環境並びに生息圧迫要因の把握及びその影響についての知見を基に、マングースの防除や国立公園の適正な管理等本種の保全に必要な対策を継続して実施する。

2 生息地における生息環境の維持・改善		
<p>本種の自然状態での安定した存続のためには、樹冠が閉鎖し風当たりが少ない照葉樹林の保存等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、上記1の結果等を踏まえ、本種の生息環境の悪化や個体数の減少等への効果的な対策を検討し、本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図る。</p> <p>また、本種の生息地における土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の推定分布域と保護区域（森林の改変が制限されている区域）とのギャップ分析を実施。本種が高密度で生息していると予測された多くの場所が保護区域となっておらず、保護担保の必要性を確認。 ・本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図るため、本種の生息状況及び専門家の意見等を踏まえ、平成29年3月に主要な生息地を奄美群島国立公園に指定した。 ・令和元年度、奄美群島国立公園の公園計画の変更について検討を開始しており、より適正な保全管理を強化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園の指定に基づき開発制限や事業活動実施の際の指導等を行い、本種生息地の維持を図る。 ・本種の生息好適環境や繁殖の時期等を踏まえ、生息地等における土地利用や事業活動の実施の際の配慮事項等の検討が必要。
3 傷病個体の救護等		
<p>本種の繁殖は、生息地における野外個体群の維持・拡大を基本とする。傷病により保護された個体は、適切な施設に搬入することにより飼育に関する情報を蓄積する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病個体の保護を通じた飼育情報の蓄積。 ・傷病個体が発見された際の体制を確立するため、平成27年度に関係機関と連携して希少鳥獣の死体・傷病個体が発見された場合の作業手順を作成し、手順に沿って傷病鳥獣の救護を実施。 ・野生復帰が困難な個体1羽を平成30年度より動物園にて飼育、令和元年度より展示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病個体の保護等を通じて、飼育に関する情報の蓄積を図る。 ・野生復帰が困難な個体の取り扱い等について、関係者等と調整のうえ整理を行う。
4 生息地における監視等		
<p>密猟や本種の生息地への不用意な接近等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地における監視等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体、地域の関係者等により、日常的に本種の生息地を含む地域の監視及び情報収集を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・地方公共団体、地域の関係者等と連携し、本種を含む野生生物の生息地等の監視及び情報収集を行う。
5 普及啓発の推進		
<p>本種の保護増殖事業を実効性のあるものとするためには、国・地方公共団体、地域の関係者や住民を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況、保護の必要性及び保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼び掛ける。また、関係地域において本種についての理解を深めるための活動を行うこと等により、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美野生生物保護センターにおいて、本種を含む野生生物の保護等について理解を得るための普及啓発を実施。 ・小中学校等における環境教育を実施。 ・関係学会等における発表を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・地方公共団体、地域の関係者等と連携しつつ本種の保護の必要性及び本事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、地域全体として保護への理解及び協力が得られるとともに、地域の自主的な取組が活発となるような気運の醸成を図る。 ・群島内の全小中学校に配布される「わきゃあまみ」（奄美自然体験活動推進協議会・環境省奄美野生生物保護センター発行）において、これまでに得られた知見等を取りまとめ、普及啓発を図る。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保		
<p>本事業の実施に当たっては、事業に係る国、鹿児島県及び関係市町村の各行政機関、本種の生態等に関する研究者、地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査や研究、普及啓発など様々な場面において、多様な主体が連携。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多様な主体と連携しつつ効果的な事業推進に努める。